

第2次府中市自殺総合対策計画

(令和6年度～10年度)

～ 心と体の支えあうまちを目指して ～

令和 6年 1月
府中市

第2次府中市自殺総合対策計画

～こころといのちを支えあうまちを目指して～



府中市長
高野 律 雄

国内における自殺対策に係る取組は、平成18年10月に自殺対策基本法が施行された後、平成28年3月に同法が改正され、あわせて、同年4月に自殺対策大綱の抜本的な見直しが行われました。同大綱では、自殺対策を「社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で推進するもの」と位置付けられました。

また、東京都では、平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画」が策定され、本市においても令和元年5月に「府中市自殺総合対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら様々な取組を進めてまいりましたが、計画初年度の令和元年度は、国内で新型コロナウイルスの感染者が確認され、その後の世界的な感染拡大が懸念された時期でもありました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、国内はもとより、世界各国の社会経済のこれまでの在り方が大きく変わるきっかけとなりました。特に、感染防止対策では、多くの人が集まるイベントの中止、企業・事業所や学校の休業などの外出自粛やオンラインを用いた在宅での活動など、人と人が、直接顔を合わせて話すといった、これまでの日々の基本的なコミュニケーションが失われ、国民全体に社会生活様式が大きく変わることへの対応が求められはじめた時期でした。

このような社会的な変化は、社会とのつながりが実感できにくくなり、孤独を感じたまま、誰にも相談できず、一人で思い悩み、自らの命を絶ってしまう方が確認されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大は、新たな身体の病としてだけではなく、新たな心の病としても大きな影響を与えています。

国の新たな自殺総合対策大綱では、このほかに「子ども・若者の自殺対策の推進」「女性に対する支援の強化」等といった新たな要因に対しても取り組むことが掲げられており、このたび改訂した本計画においても、取組事項として位置づけました。

今後とも、関係機関や関係団体、市民の皆様と十分に連携・協働を図りながら、こころといのちを支えあうまちを目指し、しっかりと取り組んでまいります。

市民・関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 本市における自殺の状況	2
2 国・東京都における自殺対策	2
3 これまでの本市の自殺対策の取組と評価	3
4 本市における今後の自殺対策の基本的な考え方	3
5 第2次計画の位置付け	5
6 計画期間	6
7 計画の数値目標	6
第2章 統計データから見る本市の現状	9
1 全体的な状況	10
2 第55回市政世論調査結果	16
3 本市における特徴と支援が優先されるべき対象	20
第3章 本市における取組	23
1 基本方針	24
2 施策体系	30
3 基本施策	32
4 重点施策	37
5 生きる支援関連施策	43
6 各施策の一覧	46
第4章 自殺対策の推進体制等	53
1 東京都の自殺対策における推進体制	54
2 本市の自殺対策における推進体制	54
3 策定の経緯	57
資料編	59
資料1 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の概要	60
資料2 東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～ （第2次）の概要	62